

加賀市低入札価格調査実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、加賀市財務規則（平成17年10月1日規則第35号。以下「財務規則」という。）第132条第2項（第135条において準用する場合を含む。）の規定による工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約について最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合（最低制限価格を設ける場合を除く。）における調査（以下「低入札価格調査」という。）の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領は、加賀市建設工事総合評価落札方式実施要領に基づく総合評価落札方式対象工事（以下「総合評価対象工事」という。）及び総合評価対象工事に準ずる工事等で加賀市請負等業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が必要と判断したものに係る入札に適用する。

(調査基準価格の算出方法)

第3条 調査基準価格の算定方法は、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合算に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額

ただし、建築・設備工事については、前項の直接工事費のうち、経費計上分（10%相当）は現場管理費とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、低入札価格調査の円滑な運用を図るため、入札の前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で

最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）であつても必ずしも落札者とならない場合があること。

- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後に行う事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第6条に規定する数的判断基準に適合しないときは、当該入札者を落札者としな

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、総合評価対象工事による評価値の最も高い入札者（以下「最高評価値者」という。）が調査基準価格を下回る入札を行った場合には、入札者に対して落札者の決定を保留し、調査を行った上で落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(数値的判断基準)

第6条 入札執行者は、第3条に定める調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札時に提出された工事費内訳書に基づき、次に掲げる基準に適合するかどうかを確認するものとする。

- (1) 直接工事費の額が、第5条第1項第1号中「10分の9.7」を「10分の7.5」と読み替えて算出した額以上であること。
 - (2) 共通仮設費の額が、第5条第1項第2号中「10分の9」を「10分の7」と読み替えて算出した額以上であること。
 - (3) 現場管理費の額が、第5条第1項第3号中「10分の9」を「10分の7」と読み替えて算出した額以上であること。
 - (4) 一般管理費の額が、第5条第1項第4号中「10分の5.5」を「10分の3」と読み替えて算出した額以上であること。
- 2 前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、最高評価値者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該最高評価値者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定するとともに、その旨を当該最高評価値者に通知する。
- 3 第1項各号に掲げる基準にすべて適合する場合は、次条に規定する調査を行うものとする。ただし、予定価格が80,000,000円未満の入札については、調査を省略することができる。
- 4 前3項の規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

(調査の実施)

第7条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、前条第1項各号に掲げる基準のすべてに適合するとき（前条第3項ただし書の規定により調査を省略する場合を除く。）は、入札者がその入札金額で契約に適合した履行がされるかどうかを判断するため、入札日から起算して7日以内に次に掲げる事項に関する資料等を入札者から提出させ、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等

により調査（以下「低入札価格調査」）を実施するものとする。

- (1) その価格により入札した理由書（様式第1号）
 - (2) 入札価格の積算内訳
 - (3) 契約対象工事附近における手持工事の状況（様式第2号）
 - (4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況（様式第3号）
 - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）（様式第4号）
 - (6) 手持資材の状況（様式第5号）
 - (7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式第6号）
 - (8) 手持機械数の状況（様式第7号）
 - (9) 労務者の具体的供給見通し（様式第8号）
 - (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式第9号）
 - (11) (10)の公共工事の成績状況（様式第10号）
 - (12) 下請契約予定者の状況（様式第11号）
 - (13) 経営状況
 - (14) 信用状況
 - ア 建設業法違反の有無
 - イ 貸金不払いの状況
 - ウ 下請代金の支払遅延状況
 - (15) 建設副産物の搬出地（様式第12号）
 - (16) その他必要な事項
- 2 前項の調査は、契約担当課長補佐、工事検査室長、当該工事担当検査員、設計担当課の課長補佐及び設計担当者（以下「契約担当者等」という。）が行うものとし、原則として入札執行の日から起算して14日以内に調査を完了するものとする。
- 3 第1項の調査に際し入札者が資料の提出を行わない場合は、契約担当者等は、期限を定めて積極的な説明を入札者に求め、入札者がこれに応じないときは、第9条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当する旨を申し述べるものとする。

（契約内容に適合した履行がされると認めたとときの措置）

第8条 契約担当者等は、前条第1項の規定による調査の結果、最高評価値者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたととき（第6条第3項ただし書の規定により調査を省略した場合を含む。）は、その旨を契約担当課長に報告するものとする。

2 前項の報告があった場合は、契約担当課長は、直ちに最高評価値者を落札者と認め、落札した旨を当該最高評価値者に通知するとともに、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとときの措置）

第9条 契約担当者等は、第7条第1項の規定による調査の結果、最高評価値者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め

たときは、その旨を契約担当課長に報告するものとする。

- 2 契約担当課長は、前項の報告があったときは、直ちに当該調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、選考委員会の委員に意見を求めるものとする。
- 3 前項の委員の意見が契約担当者等の意見と同一であったときは、当該最高評価者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。
- 4 第2項の委員の意見が契約担当者等の意見と異なるときは、契約担当者等による再調査をするものとし、その結果、なお、契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるに足りる合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定するものとする。
- 5 契約担当課長は、第3項又は前項の規定に基づき次順位者を落札者と決定したときは、直ちに当該次順位者に落札した旨を、最低の価格をもって申し込みをした者で落札者とならなかった者に落札者とならなかった理由を、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。
- 6 第7条及び第8条並びに第1項から第4項までの規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

(契約後の取り扱い)

- 第10条 入札執行者は、第7条第1項の規定による低入札価格調査を実施し、かつ、契約内容に適合した履行がされると認めた工事については、低入札価格調査において提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぐものとする。
- 2 当該工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
 - 3 所管課長は、施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
 - 4 監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。
 - 5 監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかを確認するものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。
 - 6 所管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。また、適正な施工体制の確保のため、工事現場への立ち入り検査により監理技術者の専任の状況や施工体制台帳及び施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうかの確認を行うものとする。

(特記仕様書への明示等)

- 第11条 前条第2項及び第3項に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

(1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、所管課長の求めに応じて、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条

の 7 に規定する施工体制台帳を所管課長に提出しなければならないこと。

- (2) 前項の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならないこと。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際してその内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、これに応じなければならないこと。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。